

## 県関係機関からの質問等及び事業者の回答

番号	区分	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答
1	第2章 対象事業の内容 第5節 事業計画 5-2 施設計画 2. 排ガスの想定計画値  第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (予備調査の結果) 第3節 調査、予測及び評価の手法の選定 3-1 大気質 1. 調査の方法	2-7  4-26	水大気環境課 (大気保全係)	・表4-3-1の環境要素の区分について、「環境基準が設定されている物質」を選定しているにもかかわらず、環境基準が設定されている微小粒子状物質を調査予測の対象としないため、当該理由を3-1大気質の項に明示すること。 当該事業によりPM2.5に関する影響は考えられるが、事業による影響の程度が判別できないため、評価対象としないこととしているが、当該理由をもって一般県民の納得が得られるのか、疑問である。二次生成の評価は困難であっても、直接排出による影響予測は可能と思われる。	・事業計画における排ガスの想定計画値に係る記述において、「微小粒子状物質(PM2.5)に対しては、排出基準が定められていない。今後、煙突排ガスの排出に伴う影響が想定された場合は、必要な措置を講じる計画である。」旨、事業者努力として実施する配慮事項を追記する。  ・環境影響評価項目の選定では、大気質の存在・供用による影響の選定理由にも同様の文章を追記する。また、対象事業実施区域及びその周辺におけるPM2.5の現況については、一般環境大気測定局である佐久局での測定結果を引用し、整理する。
2	第3章 地域の概況 第2節 社会的状況 2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況 1. 大気質	3-25	水大気環境課 (大気保全係)	・表3-2-20の塩化水素の目標環境濃度について、設定根拠を明確にすること。	・塩化水素を含む、煙突排ガスに係る大気質の予測では、予測項目毎にコンター図を作成し、最大着地濃度出現地点を予測します。最大着地濃度出現地点の濃度を環境基準や目標環境濃度と比較するとともに現況値との差分についても評価することとしている。
3	第2節 社会的状況 2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況 8. 自然保護等	3-47	佐久建設事務所	・自然保護等 1) 環境関連法規制状況について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づく「急傾斜地危険崩壊区域(城ノ腰・上尾崎)」が、周辺部に指定されているので、再確認すること。	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域については、見直しを行い、準備書の地域概況で修正を行う。
4	第3節 自然的状況 3-4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 2. 植物	3-80	自然保護課	・表3-3-6に掲げる注目すべき種については、「長野県版レッドデータブック非維管束植物編・植物群落編 平成17年3月発行」に掲載されているミズゴケ等」等を記載されたし。	・表3-3-6(注目すべき植物)の注釈に、表3-3-5(注目すべき動物)の注釈1の内容を追記する。また、ページ3-77及びページ3-80の注目すべき動物、植物に係る説明文において、整理対象と選定基準の関係がわかりやすいように修正する。
5	第3節 自然的状況 3-7 触れ合い活動の場の状況 1. 触れ合い活動の場の資源状況	3-93	自然保護課	・中部北陸自然歩道「浅間を望む佐久平の道」が予備調査範囲にあるため、記載が必要と思われる。	・中部北陸自然歩道「浅間を望む佐久平の道」の情報を図3-3-15等に追加する。同歩道に係る内容を確認したうえで触れ合い活動の場の調査対象として含めるかどうか、検討する。
6	第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (予備調査の結果) 第2節 選定の理由 2-11 植物	4-14 4-16 4-18	環境保全研究所	・表4-2-21.23.25の表中の影響要因の区分で「廃材・残土等の発生・処理」において、植物、動物、生態系のいずれについても、適正に行われるので影響は極めて小さい旨、書かれています。しかし、一般的にこれらの処理方法によっては影響が出ることが考えられます。したがって処理方法を明記するか、又は調査・予測・評価を行うべきと考えられます。	・施設建設工事で発生する廃材は、現時点において、リサイクルを含めて適正に処理することとし、残土は他の公共工事への有効活用を検討しているため、本工事のために新たな処分場を整備し、そこに廃棄処分することは想定していない。そのため、「廃材・残土等の発生・処理」による新たな動植物の生息生育環境への影響は極めて小さいことから、当該影響要因は非選定としている。

7	第2節 選定の理由 2-11植物	4-15 4-17 4-19	環境保全研究所	<p>・表4-2-22,24,26の表中の影響要因の区分で「地形改変」において、植物、動物、生態系のいずれについても、影響は極めて小さいと考えられると書かれています。しかし、地形改変は、一般的にこれらに対しかなりの影響をあたえるものですので、地形改変の規模等を明記するか、又は調査・予測・評価を行うべきと考えられます。</p>	<p>・対象事業実施区域(建設候補地)では、現在、測量成果に基づき造成方針を検討中であり、現時点では地形改変の規模等を示すことができないが、年度内に造成方針を決定する。そのため、存在・供用時の「地形改変」の影響要因は、当該造成方針を踏まえて影響予測を検討する。</p>
8	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定 3-1大気質 1.評価の手法	4-33	水大気環境課 (大気保全係)	<p>・3.2)(2)環境保全のための目標等との整合の観点について、大気環境基準よりも低濃度で推移している対象地域において、環境基準値を目標とした場合には、事業実施による大気汚染物質の排出量が相当程度多くても目標は下回ることとなるため、当該設定値は不適切である。環境基準を達成することは必要条件であり、十分条件ではない。現在の大気環境濃度に対して、事業による影響を最大限に回避、又は低減できていることを評価基準とするべきである。</p>	<p>・煙突排ガスに係る大気質の予測では、予測項目毎にコンター図を作成し、最大着地濃度出現地点を予測します。最大着地濃度出現地点の濃度を環境基準や目標環境濃度と比較するとともに現況値との差分についても評価することとしている。</p>